

国民年金保険料の 「後納制度」のご案内

○後納制度とは

時効で納めることができなかった国民年金保険料を、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

○後納制度のメリット

納め忘れの保険料を納めることで、将来受け取る年金が増額になったり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が、年金の受給資格を得られたりする可能性があります。

○後納制度を利用できる方

- ①20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある方
 - ②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入期間中に納め忘れの期間がある方
 - ③65歳以上の方で、老齢基礎年金の受給資格がなく、任意加入中の方など
- ※60歳以上で老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません。

○後納保険料の額

後納制度によって納めることができる保険料額は、納付しなければならなかった当時の保険料額に一定額が加算された額となります。

○後納できる保険料の順序

後納できる保険料には順序があり、過去5年前までの保険料のうち、最も古い分の保険料から納めることになります。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011-050)または岐阜南年金事務所へお問い合わせください。

教育委員会だより



羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

駅伝を通して成長する子どもたち

6月12日、笠松みなの公園で「第5回羽島郡小学生選考会」が行われました。この会は、10月16日に行われる「第8回ぎふ清流郡市対抗駅伝競走大会」に出場する小学生選手を選抜するための「選考会」です。羽島郡内6小学校の代表選手が集まり、1周1500mのコースを走り、男女とも上位2人が羽島郡の代表チームの一員になります。

当日は、各小学校から18人の代表選手が集まり、男子、女子の部に分かれ、それぞれ選考会が行われました。さすが選考会に向けて練習してきた代表選手たちです。1周1500mのコースを最後まで全力で走りきることができました。18人全員が粘り強く走りきったこと、他の学校の代表と真剣に競ったことなど、すばらしい姿がたくさん見られました。また、会場には、保護者、地域の方、学校の先生など、多くの方が応援に駆けつけてくださいました。

「がんばって」「ファイト」という温かい声援をいただき、代表選手にとって大きな励みになりました。会を通して、子どもたちは多くのことを学び、成長することができました。

7月からは、地域ボランティアの監督、コーチの指導のもと、小学生から高校・一般まで幅広い世代の選手が集まり、笠松みなの公園で合同練習会を行っています。異年齢の選手が集まることにより、互いに教え合い、励まし合うことができ、よい雰囲気練習しています。年上の選手から学び、こつこつ練習する小学生選手の姿には感心させられます。

このように駅伝競走大会に向け、子どもたちが貴重な経験を通して成長できるのも家庭、地域、学校の方々のおかげです。子どもたちの成長を願い、それぞれが連携・協力しながら、地域社会全体で子どもたちの教育を支援していく必要があります。今後も、皆さんからの支援をいただきながら、未来を担う子どもの成長を願って活動を進めていきます。

大会は10月16日(日)午前9時30分スタートで岐阜県庁と不二羽島文化センターを折り返す32.4kmで行われます。ぜひ羽島郡代表チームへの応援をよろしくお願いします。